

国情議収第6号  
平成24年12月5日

国立市長  
佐藤一夫様

国立市情報公開及び  
個人情報保護審議会  
会長 三木由希子



### 答 申 書

平成24年8月21日付け国環市発第47号により諮問のありました下記事項について、当審議会は次のとおり意見を申し述べます。

#### 記

#### 諮問事項

- (1) (仮称) 国立市暴力団排除条例に基づく暴力団排除のため、国立市個人情報保護条例第7条第2項第2号に規定する個人情報を取り扱うことについて

#### 当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、可とするとの結論に達しました。

(付言) 条例の仕組み上、暴力団関係者でない者についても照会にかける可能性があることに留意し、個人情報の取扱いについて十分に注意されたい。

## 諮問事項

- (2) (仮称) 国立市暴力団排除条例に基づく暴力団排除のため、国立市個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定により申請者等の個人情報を本人以外の者から収集したときに、同条第4項の規定によりその旨及び当該収集目的を本人に通知しないことについて
- (3) (仮称) 国立市暴力団排除条例に基づく暴力団排除のため、国立市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により申請者等の個人情報を外部提供すること並びに同条第4項の規定により外部提供した場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことについて

## 当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、以下の条件付きで可とするとの結論に達しました。

- ①個人情報の本人以外の者からの収集及び外部提供は、(仮称) 国立市暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。) 所定の措置に係る業務の性質や業務遂行上の効率等を勘案した上で、できる限り本人の同意を得て行うこと。
- ②暴排条例施行から1年経過後、本人同意の実施状況等制度の運用状況について審議会に報告すること。

(判断理由) 個人情報の本人以外の者からの収集及び外部提供は、事務の性質上やむを得ないが、暴力団介入の対象になりやすい業務(主に暴排条例第7条及び第8条に規定する措置に係る業務の一部)については、暴力団排除の効果を高めるために、原則として本人の同意を得て行うことが望ましい。

一方、暴力団介入の対象になりにくい業務であって、本人の同意を申請等の要件とすると、公の施設の利用等について市民の正当な権利行使を抑制する可能性があり、また、業務の遂行に大きな支障が生ずるものについては、例外として、本人の同意を得ずに国立市個人情報保護条例第8条第3項第6号の規定により個人情報を本人以外の者から収集し、同条第4項の規定によりその旨及び当該収集目的を本人に通知しないこと、並びに本人の同意を得ずに同条例第9条第1項第4号の規定により個人情報を外部提供すること並びに同条第4項の規定により個人情報を外部

提供した場合にその旨及びその目的を本人に通知しないことを可とする必要が認められる。

なお、暴排条例施行後の事務の運用状況により、再諮問等の必要が生ずる場合もあり得ることから、同条例施行から1年経過後、本人同意の実施状況等制度の運用状況について報告を受けることとする。